

●香川県告示第327号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成19年6月8日から同月29日まで一般の縦覧に供する。

平成19年6月8日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 国道（一般）
- 2 路線名 377号
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
綾歌郡綾川町山田上甲1275番2地先から 綾歌郡綾川町山田上甲1314番3地先まで	10.5~40.0	200	平成16年香川県告示第769号で変更
綾歌郡綾川町山田上甲1303番2地先から 綾歌郡綾川町山田上甲1300番1地先まで	10.0~13.0	50	した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成19年6月8日